

**○22番（平野邦夫君）〔登壇〕**

皆さん御苦労さまです。平野です。議長より発言の許可をいただきましたので、質問を始めていきたいと思ひます。

きょうは早目に進行しておりますので、しっかり1時間半、時間をいただいて、市長の見解をただしていきたくて考えておりますが、よろしくお願ひします。

最初に、武雄市民病院の存続と地域医療との連携について質問をいたします。

昨年12月24日、総務省に設置された公立病院改革懇談会が、自治体が行っている病院事業、市町村立で1,060あるわけですけれども、この事業の経営効率化を求めると公立病院改革ガイドラインを取りまとめました。同時に、総務省は各自治体に対し、08年度中、平成20年度中にガイドラインを活用した公立病院改革プランの策定を求めると通知を出しました。

さきの3月議会でこのことはただしましたけれども、市長は、総務省は机上の計画であって遅過ぎるぐらいだと。私は先取的に武雄市民病院の経営改革基本方針を作成したと。随分自信持ってうなずいておられますけれども、そういう答弁をされました。

先取的に作成された武雄市民病院の経営改革基本方針は、現状を分析した上で、特に経営形態の見直しに重点が置かれ、当初は独立行政法人化、もしくは民間移譲かという方針でした。これが5月20日に議会に示された武雄市民病院改革ビジョンでは、民間医療機関を選択し、経営を移譲すると、そういう方針に転換されました。転換というと、総務省が示すガイドラインの経営形態の見直しの中で、公営企業法の全部適用、市長が病院の管理者じゃなくて、管理者を別に置いて、すべての権限をそこに託す。あるいは指定管理者制度、これは大学病院が指定管理者になっているところも全国的にはありますね。そういう例もあります。

さらに、独立行政法人化、公的責任をある程度残す、そういうことを進めながら、最後に民間移譲という選択、市長の場合、この4つの選択肢、私はいずれも認めてはいませんが、この中で、それぞれ十分に検討してみたものの、最終的には民間移譲だと。4つの選択肢のうちに、どの程度分析をされて議会に報告されたのか、詳しいデータ、資料は十分にはありません。まず、この点から市長の見解をただしていきたくて思ひます。市長の答弁を求めます。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

まず、市民病院の改革については移譲ありきではなくて、そもそも私は直営でやりたかったというのは、これは平野議員の質問に対してもそのように答えたものでもありますし、なおかつ今でもそれができるのであれば、それが公的な医療を担うという意味でもそれがふさわしいというふうには私自身は、広い意味での公的医療を担うという意味では、それがもしできるのであれば、それがいいといまだに思っています。

しかし、今までの借金、そして、これからますます医療環境が悪くなっていく中で、直営ではどうしてもできないといったことが、きのうの質問でもお答えしましたけれども、そうすれば変える必要があるだろうということ、これが少なくとも私の今回の市民病院改革の見直しに当たるスタート点でありました。

そのときに、一方で、私ども行政の中で、その全適から民営まで、さまざまな方法があります。その中でどれがいいかということについて、まず一つ全部テーブルに載せて、それを2つに絞って、すなわち地方独立行政法人化か、民営化かというふうに絞って、これは先ほど議員は転換とおっしゃいましたけれども、最終的な絞り込みとして民間というふうにしております。だから、方針を変更したりとか、転換したりする意味ではありません。

したがって、私は最終的に民営化ということで、庁内でもこれはさまざまな議論をしていただきました。その上で、私が最終的に、やはり民営化がいいと私自身が思ったのは、民営化と地方独法まで、あるいは、これは全適まで含めると大きく違いがあるわけですね。やはり民営化というのは、基本的に民ができることはまず民で、そして、どうしても足りないところは、きのうの答弁でも申し上げていますとおり、セーフティーネットであるとか、あるいは三者の協議会で、それを自立的運営を支えていただく、そして、どうしても民でできないところについては、公がカバーをするといったこと、そういうことで、この民のところとほかの部分というのは大きな違いがあります。それは何の違いがあるかということ、それはすなわち公が、官が主体的にやるか、あるいは民が主体的にやるか、この大きな違いがありますので、そういう意味で、最終的な選択肢として、市民病院、私は平野議員と到達点はいまだに同じだと思っています。首をかしげていらっしゃいますけれども、私は同じだと思っています。市民病院を残し、維持、存続し、発展させるために、ここで経営形態を変えなければいけない。そういう意味で、私はさきの臨時議会に議案として提出をいたしましたし、私はそういった思いで今回の民営化に踏み切ったと。それで、どういう議論をしてきたかといったことについては、少なくとも経営形態で、例えばデータを出しなさいと。これはさまざまな国の審議会等でも言われますけれども、基本的に経営形態というのは、データが出せる話じゃないんですね。これは本当にそれこそが、例えば、どこがうまくいっているとか、どの病院が余りうまくいっていない、そういったのはあります。これは特別委員会でも行っていただいておりますし、会派の視察でも行っていただいております。しかし、これを机上の計算として、じゃ、数値化してできるというのは、これは会社でも同じですけども、それはなかなかできるものではないということは、ぜひ御理解をしていただきたいというふうに思っております。手段として民営化を選びました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

## ○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

官ができることは官、官から民へという考えですね。これは小泉路線の構造改革、武雄市もその先鞭といいますか、保育所を官から民へと、あるいは杵島向陽園を官から民へと、随分やってきましたよね。だけど、本来、地方自治は何をすべきなのかと。医療分野で、これは医療法で決められていますよね。憲法をたどっていけば生存権の問題ですよ。ですから、最終的に一緒だと言いますが、公的病院の役割と民間病院の役割はそれぞれ違いますよ。違うからこそ、国は負担金、交付金で不採算部門を担うという分野から交付金を出している。特別払いを除いて民間には出しませんよね。そういうことがあります。

ですから、私は公がやるべきこと、公立病院としてやるべきこと、民間病院としてやれること、やること、これはおのずと違ふと。到達点は一緒と言いますが、医療ということについてはそうかもしれません。しかし、そこはおのずと企業と自治体とは違ふわけですからね。医療ということについては一緒かも知れませんが、立場は違ふですよ。そういうことは指摘をしていきたいと思ひます。

武雄市民病院の医師の退職が相次いだと。これは動かしようのない事実ですね。このきっかけは何だったのかと。ここははっきりさせていく必要があると。その結果、4月1日から救急の休止、午後からの外来の休止、こういう事態が今でも引き続いております。そういう中に市民の不安、あるいは怒りというのが広がってきている、これも具体的な事実として市長も認識されているだろうと。

こういう中で、市は、議会の武雄市民病院問題調査特別委員会から、早急に医師を確保すること、その上で救急の再開を早急に行うこと、あるいは職員の雇用の確保の問題など、そういったビジョンを示すように言われる、あるいは医師会との話し合いの中で、武雄市の地域医療に対して、どういうビジョンを持っているのかと、これを示しなさいということで、市長は5月中にという期限を切って、5月20日に経営改革ビジョンを出したと。中身は民間移譲だということですよ。我々が知ったのは5月20日ですよ、資料としてもらったのは。それで、5月23日には、今度は30日の臨時議会が招集される。中身を見ると、特別措置に関する条例、後で触れますけど。そういった意味では、どうしてこんなに急ぐのか。私自身の感想でもありました。どうしてこんなに急ぐのかと。そして、市民の皆さん方の多くも何でこんなにどんどん話が進んでいくのかと、その疑問がまず大きく広がっております。

そこで、5月20日に示された武雄市民病院改革ビジョンを取りまとめて発表したわけですが、ビジョンの中身は、先ほど言いました市民病院の民間移譲、平成22年1月31日までは直営でやるけれども、その間、売却先病院が決定された後、医師を派遣してもらい、これは7月に3名プラスアルファ、あるいは10月に2名プラスアルファ、あるいは12月にと言われましたね。こう考えていきますと、少なくとも5名以上民間から派遣してもらい、こういう契約を交わして医師の確保をしたいという中身ですね。

この民間に売却というゴールへ向けて、先ほども言いましたように、やっぱり市民の中に率直な気持ちとしては早いんじゃないかと。どうしてこんなに急ぐのかと。ですから、4月1日の時点、救急を休止せざるを得ない、どうしてこういうことが引き起こったのかという、次に進んでいくためには、そこに一たん立ち戻って原因を究明することも大事なんですね。そこを私は市長の考え方の中に欠落しているんじゃないかということを考えるんです。混乱を引き起こした一部の責任はあるというのは市長は認めていますよ。

どうしてこんなに急ぐのかというのを、市長の発言だとか行動だとかというのをずっとさかのぼっていきますと、これは2006年5月17日といますので、市長が当選して間もなくでしょうか。時事通信の官庁速報ヘッドライン、この中でトップインタビューを受けられていますね。出ておるじゃないですか。もう一回言いますよ。2006年5月17日、時事通信社の官庁速報ヘッドラインのトップインタビュー、どういうふうに市長が述べているかといいますと、関西大学の幼稚園から大学院までの一括誘致を3カ月でまとめ上げた経歴を持つ、これは向こうが紹介したんでしょうね。樋渡市長は、これまで築いた人脈を生かした誘致活動や湯のまちの復活に取り組んでいる。この後ですけれども、企業誘致にかかる費用をばらまきと批判する向きもあるが、20億円の税金を使って誘致し、40億円の税金が入ってくれば成功だと。市長の役目はいかに税収をふやすかであり、行政に投資の観点を持ち込みたい。樋渡市長はこう力説すると。関西大学誘致では、かけた税金を3年かけて取り戻す予定だったが、1年で回収することができたと打ち明ける。こうした経験から、武雄市が有力な他の地方都市に対抗し、税収を上げるには、ほかがないことをするしかないと指摘、有名ブランドの工場だとか、その中に、大学や中高一貫校、私が注目したのは、看護系専門学校の誘致に向けて動いていると、覚えていらっしゃるでしょうか、これ。これはうそじゃないでしょう。（発言する者あり）もういいですよ、先に行きますよ。

今の記事を引用したのは、こういう発言、看護系専門学校の誘致に向けて動いておられると。そうすると、具体的にどこを想定されていたのか、2年前から。きのうの質問では公約に掲げていない、病院問題は具約には書いていない。しかし、2年前の5月17日はこういうインタビューで受けておられる。看護系専門学校の誘致、中高一貫の学校は誘致をいつか言われたことがありますよね。そのためにも新幹線は必要だと、新幹線が条件だと言われたという発言されたことがありますよ。この件に関してはどこを想定されておったんですか。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

看護系学校については、私はその時点では、今思い出すと大阪の高槻に大阪医科大学ってあったんですね。その大学の先生とお話をして、あるいは関西大学の方々ともお話をして、その当時、市長に着任して1カ月後でありましたので、関西から看護系の学校を引っ張って

これればいいなというふうに思ったのは事実であります。

何で看護学校かというふうに申し上げたときに、今思い出すのは、もちろん中高一貫というのも今でもありますし、その当時はもっと強くあったんですけども、どうしても看護師が足りない。特に正看護師がどうも足りないということ、ちょっとこれはどこから聞いたかというのは定かではありませんけれども、私はそれを聞いておりましたので、そういう意味では、中高一貫のエリートでもいいんですけども、実際の足りない、そして命、そして生命を支えていただくような学校が来てほしいなど。私はインタビューの詳細の中身については、もうテープもとっておりませんし、覚えてもおりませんけれども、私は欲しいって、そういうふうにしたいという気持ちは申し上げたというふうに思っておるんです。

そのときに念頭に置いていたのは、関西の私が非常にお世話になった皆さんのところにちょっとお願いをしてできればいいなど。だから、そういった意味で、ちょうどその後に企画から市民病院のあり方について等のレクチャーを受けましたので、その前のインタビューだったというふうには認識をしています。

だから、そのときに病院があったとか、どこか本当に特定の看護学校を置いていたということについては、なかったというふうに答弁をしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

後の質問にもつながっていきますけれども、市長のこうした、よく市長は自分の哲学だと。政治的哲学だという言葉を使いますけれども、ここで言う20億円の税金を使って誘致し、40億円の税収が入ってくるのは成功だと。結局、今度の民間病院の移譲についても、いわゆる固定資産税の増は税収につながるとか、いろんな話も聞いていますけれども、そういう企業誘致的な考えがあるのかなということ、これを紹介したんです。後でまた引用します。

6月2日に、5月30日の臨時議会を受けて、その後、6月2日に民間への売却先を決めるために公募条件を定めて全国に公募したと。昨日16日に締め切られたわけですね。その結果、福岡和白病院の医療法人と、杵島向陽園を市から購入した佐賀記念病院の2医療法人が応募したことが明らかに、きょうの新聞に一斉に報道されております。

福岡の和白病院については、昨年12月の一般質問で、12月12日でしたけれども、私の質問は、市長が福岡和白病院との接触、かかわりはありませんかという質問に対し、市長は、私は市長であります。したがって、市民病院を譲り受けたという病院については、私が市長に着任以来、複数来ております。これは県外もあります。県内もあります。きのうは、韓国からもあったという話でしたけど、これは、企業誘致も学校誘致もそうではありますが、ままある話です。福岡和白病院を初めとして、複数の病院と意見交換を今までしてきたということについては、着任以来いろんな話がありますので、それについては率直に申し上げた

いと。これが昨年12月の市長の答弁ですね。初めて市長の口から公式には、公の場では和白白病院が出たのは、この12月議会でした。これで振り返ってみますと、ここに看護学校の誘致の話も出てきましたから、これがつながっていくのかなど。市長の着任以来、いろんな話があると述べていますからね。それで改めてこれを見たところです。

武雄市民病院民間移譲など、これが新聞報道されたのは、「武雄市民病院 民間移譲などを視野」と、これは昨年の11月17日、これは経営改革基本方針が専門審議会に諮問されて、我々議員にも配られたんですけども、そこに、文書としては独立行政法人化、もしくは民間移譲かと、文書としてはここで初めて民間移譲という言葉が出てくるわけでしょう。ですから、新聞が「民間移譲も視野」というふうに報道したんですね。これで市民の皆さん方も「えっ、市民病院が民間移譲か」という、その疑問がまず第一に出てきたというふうに考えるわけです。

そういう市の経営改革基本方針、これが議会を通じ市民に知らされたのは、11月に入ってからですね。市民病院を譲り受けたいという話は市長に着任以来来ている。というと、随分1年、2年、この文書が出てからまだ7カ月ですからね。しかし、市長の頭の中にあっただのは、着任以来いろんなオファーがあっているというふうに考えますと、着任以来というふうには市長答弁していますからね。

そこで、我々文書には経営改革基本方針ですけども、市長は昨年の10月ですか、昨年10月の中旬、あるパーティーの席で、市内の病院の先生ですけども、市民病院を和白白に売ろうと思っている、この話は知事にはしていると。武雄杵島地区医師会をまとめてくれと、こういう話をされていますね。市長が事実を隠さないと、きのうも率直に言いますというふうに言っていましたので、このことを今指摘しましたけれども、これは事実ですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まずちょっと申し上げたいのは、私が着任をしてから、みずから特定の病院に何もなかったところに、例えば、A病院に行って、ぜひ市民病院を譲り受けてほしいであるとか、あるいはB病院と協調してやってほしいということは、私自身はそれは一切ありません。

これは議会でも、これは平野議員の質問だったかどうかは記憶にありませんけれども、最初に和白白病院と接触したのは、市長に着任をして、たしか半年後、すなわち12月か1月か、冬のときだったと思うんですよ。それが、最初に先方から接触をしないと、私に話をしたいといったことで私に話をされたのがスタート点。それで、その前にも病院がありました。幾つかの病院が九州、九州外とあって、その中で、私がいつのタイミングかわかりませんが、一つ私がきちんと記憶にあるのは、医師会の貝原さんに対して、パーティーの席上だったか、外だったかは記憶はありませんけれども、和白白を含んで病院の話が来ていますとい

うことを申し伝えました。これは、あくまで医師会ですので、地域医療を担っていただくという観点からそういう話が来ていると。だけど、まとめてほしいとかと言った記憶はありません。

そのときに、私もさまざまな意見を聞かなければいけない。そして、さまざまなことを言う必要があるという観点から、それは話の一つとして申し上げた。だけど、それをまとめてほしいという記憶はありません。だけど、これについて、私もその当時、医療のある意味専門家とは違いますので、どうでしょうかということ、それで和白病院からこういう話がある。ちょっとほかにも実は病院の名前はあるんですけども、これはちょっと相手がある話なので言いませんけれども、医師会の複数の方に私は聞いたこともあります。和白以外にこの病院から来ているけれどもどうでしょうかといったことを聞いたこともありますし、それはやっぱり聞いてから自分の気持ちを固めていくと。あるいは固めていった上で、最終的な判断は、もうそのときから私自身は議会、あるいは公募にしたいということは思っていました。

だから、それがきちんと手続で決まってからそういうふうにしようと思っておりましたので、その前段階としてやっぱり話を聞くということは大切なのかなと、それは今でもそういうふう思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

答弁を求めるのに院長先生の出席を求めていましたけど、間に合いますか。ここに書いてあるじゃないですか、市長並びに病院長って。議会の日程表に書いてあるでしょう。皆さんののにも書いちゃっやろう。書いとったいね。要答弁者、市長並びに病院長。

至急対応ください。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩いたします。

休	憩	14時16分
再	開	14時22分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

一般質問を続けてください。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

樋高院長にも質問したいということで通告をしておりました。そろそろその質問に移ろかなというときにいらっやいませんからね、連絡をとってもらったところです。

そこで、先ほど市長が和白病院で医師会をまとめてくれというのを詳しく覚えていないと。

しかし、会って話をされたことは認められましたよね。もう少し思い出してもらうためには、大田副市長にも聞きたいんですけども、市民病院を和臼病院への売却で医師会をまとめることで、数週間単位でまとめてくれということで、大田副市長は会いに行かれましたね。これは特別委員会の際に聞きましたけど、大田副市長は否定されましたよ。再度お聞きしましたけど、医師会をまとめるのは半年、1年かかりますよと。それで遅いと、数週間でまとめてくれというふうには大田副市長は会いに行き、そういう話をされたかと、大田副市長、これはどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

お答えいたします。

市長のほうに和臼病院から話があるということを知っておりましたので、私も貝原先生とは話せる間でしたので、医師会にも入っておられましたので、意見を求めた記憶はございます。しかし、そこで取りまとめてくれとか言った記憶はございません。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

あくまでも交渉ということ、あるいは相談と言ったときというのは、やはり私は2つあると思うんですね。

1つは、あくまでもその交渉の最終責任者は私にあります。しかし、その中で私が行けないときであるとか、あるいは私が最終権者でありますので、さまざまな意見交換というのは、私はあつてしかるべきだというふうに思っております。本当に医師会に対して取りまとめをしてほしいということを医師会に対して正式に言うときは、私はこれは公文書できちんと出さなきゃいけないぐらいの問題だというふうに思っておりますので、そういったことは御案内のとおりしておりませんし、その中で、さまざまに医師会と人間関係が、私は今でもあるというふうに信じておりますけれども、そういったことで、いろんな交渉というのはやっぱりございます。

その中で、私はよりよい、どうすれば市民のためになるか、あるいは市民医療を継続できるのかといったことで言うと、私はいろんな交渉がその中であつていいというふうに思っております。その中で、これは市の統括代表権という市の考えではなくして、自分の思い、あるいは医師会も、恐らく貝原先生も医師会を代表しての言葉じゃなかったと思うんですね。医師会の一人間として、あるいは我々、私も統括代表権を有する者としての位置づけがあります。しかし、人間樋渡啓祐という位置づけもあります。だから、そういう意味で、人間的



関係の中でいろんな議論をする、それが私は市民にとってあるとするならば、それが市民の利益向上であるとするならば、そういった意見交換というのは、私はどんどんするべきだというふうに思っております。

ただ、最終的に、本当に公権力の行使であるとか、あるいはこういった市民病院の根幹、そして、最終的になっていくといったときは、少なくとも私は交渉過程については、それはきちんと平野議員からの質問にありましたように、私は誠実に答えているつもりでございます。その姿勢は堅持したいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

10月の中旬というふうに日にちを詳しく聞いていますよ。私は個人の問題がありますので、名前は出していませんけれどもね。それは皆さん方が、市長であれ、大田副市長であれ、ああ、あのときの話だなと。率直に認めるべきときは認める。問題にしていますのは、11月に入りますとすぐ武雄市民病院経営改革基本方針を武雄市行政問題専門審議会に諮問していますよね。その諮問するまでは2週間ないんですよ。市長と大田副市長が会いに行って、まとめてくれという話の間にはですね。そこに民間移譲ということと、もう一步突っ込んで和白病院という言葉が出てきているんですよ。だから、市長が統括監としていろいろ考えることはあるでしょう。公式な文書として作成をして、庁内での改革、いろんな会議を通じまして取りまとめた。取りまとめた内容は独立行政法人化、もしくは民間移譲で大いに専門審議会でも論議してくれと、これを出したわけでしょう。それで、一方では民間移譲、そして和白病院というのをセットにして話をされてきている。そのつながりを私は問題だと指摘をしているんです。

そこで、5月20日に開かれた議会の全員協議会で、市民病院改革ビジョンを提示しましたけれども、そこでは地域に求められる医療機関像として、(5)移転新築が可能な医療機関、これはそのまま改革ビジョンの中に出てきますね。そこに、交通アクセスや病室等の療養環境が十分でないことから、市民病院が抱える療養環境の改善や市民の利便性の向上のため、交通アクセスを考慮した場所への移転新築が望まれるとしているわけですが、しかも、公募要領を見ますと、これは5月30日に臨時議会で示された公募要領ですね。これを見ますと、土地は時価、建物は時価、ただし3年以内に移転新築した場合は、時価から解体費用を差し引いた額とすると。ここまで突っ込んで書いてありますよね。平成22年1月31日までは、国との契約がありますので、使途目的は変えられませんよね。しかし、その3年以内、どこを起点にして3年以内と書いてあるのかは答弁をいただきますけれども、その時点で時価から解体費用を差し引く。やっぱり移転先病院から見ますと、その分、市がサービスしますよということですね。要らんですよということでしょう。差し引くというんでしょう。私が聞

違っていませんか。間違っていますか、じゃ、後で答弁してください。誤りは正しますので、答弁をお願いします。

まだ院長見えませんね。ここまで行くのに順序が2つ飛んでおるんですよ。そしたら、じゃ答弁いただきます。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

売却額の考え方でございますが、まずビジョンには経営診断の結果、それから、行政問題審議会等の意見を踏まえまして、ビジョンには移転新築が可能であれば、そのほうが望ましいという趣旨で、ビジョンには移転新築を明記してもらっております。ただし、移譲公募条件につきましては触れておりません。ただし、可能性として現在の病院を使われる場合、または移転新築をされる場合、両方可能性がありますので、両方の可能性を踏まえて、公募様式、提案様式をつくっております。

それを受けまして、今の病院をそのまま使われるのであれば時価はそのまま、新しい病院を建てられるのであれば、新しい病院に将来的に移りますので、その期間を3年という期間を設けております。価格については、今の病院は建物そのものが価値がなくなりますので、解体費用を差し引いて、時価から解体費用を差し引いた額で売却したいという考え方を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは、私見していますよ。経営提案表の中の6のところに施設の整備計画と書いていますよね。その施設の整備計画で、①現施設の活用の場合、②移転新築計画がある場合と。これはこの2つの医療法人もどちらかに丸をつけていますよね。移転新築計画がある場合に丸をつけた業者、どちらが選考されるかわかりませんよ。その業者に対しては、先ほど言いましたように、公募要領の中で、移譲の予定時期は平成22年2月1日、まずこれは国との契約でそうなりますよね。そうすると、ここで書いている移譲物件の概要のところ、(3)物件の売却参考価格、土地は時価、不動産鑑定評価をもとに早急に公表する。建物時価、不動産鑑定評価をもとに移譲直近に決定するという事は、平成22年2月1日ですね。

だから、計画の中には建物解体も可能なわけでしょう。そうした場合には、3年以内に移転新築した場合は、時価から解体費用を差し引いた額とする、この3年の起点というのはどこですか。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

移譲の平成22年2月1日でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

いずれにしても、起点は平成22年2月1日から3年以内ですね、3年後じゃないでしょう、3年以内でしょう。もう一度答弁してくださいよ。起点は平成22年2月1日、これから3年後なのか、ここを起点にして3年以内なのか、どちらですか。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

平成22年2月1日を起点として3年以内でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そういうことで、市長の計画では今議会中にも契約をしたい、これは仮契約でしょうけれども、議会の議決を求めたいと。その契約が成り立つ、2つの医療法人、どちらかにしろ。すると、平成22年2月1日を起点として、その3年以内ということになれば、契約と同時にすぐ解体も可能ですか。解体できんでしょう。そこはどうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

国との約束で平成22年1月31日までは市民病院としてやっていくということになっておりますので、そこで考えていただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そうすると、2医療法人が、先ほど大田副市長が言いましたように、施設の利用方法について解体したいというふうに丸をつけたとすれば、それは選考から外れますか。だって、矛盾するでしょう。いわゆる計画書を出した業者が解体したいと。解体したいけれども、平成22年1月31日までは解体できませんよと。22年までの、これは国立病院のときの契約書に出ているでしょう。そこはちょっと整理せんと質問している私も混乱しますよ。（発言する者あり）

いいですか、使用目的を変更する場合は、これはこの前の30日の質疑で言いましたよ。いわゆる第21条、これは国との契約ですよ。国有財産譲渡及び売買契約書、この第21条、第21条の2、ここの関係で角部長は言いましたよね。平成22年2月1日までは、使用目的は変えられないと。応募要領の中では解体も可能ですよと。解体費用は時価から引いてあげますよと。これは整合性ないでしょう。どういうことですか。解体したいという人はもう排除するわけですね。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

前提といたしまして、私どもとしては平成22年2月1日直前までは直営でやっていますので、私どもは市民病院として建物はそのまま使って病院を経営したいと思っております。

その後、新しい医療法人が新築移転された場合は、今の病院は病院としての機能がなくなりますので、その解体費用を含めて売却価格に入れたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

基本的に、平成22年2月1日以降に新築移転した場合には、当該医療法人、新医療法人がその処分を決定するという事に相なります。その上で、じゃ、なぜ解体費用まで引くかという御疑問には、今までちょっと答えていなかったかもしれませんが、やっぱり民法です。民法で、Aの物をBに変えるときというのは、Aの者が原状回復義務があるというのは議員も十分御案内だというふうに思っております。そういう民法上の善管注意義務と原状回復義務にのっかっていった場合に、日本の法制度にのっかって考えたとき、あるいは市民との契約を考えた場合には、それは、やはり差引いて、それをお渡しするということが、これは内閣法制局に確認したわけじゃありませんけれども、それが一つのリーガルマインドだと私は思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

次に行きますけれども、現在の市民病院は平成12年に移譲を受けて二十数億円の初期投資をやっています。これをつぎ込んで、機能を充実させたわけです。その結果、毎年企業債の借金払いとして5,797万3,000円、企業債残高は現在12億円ですね。一般会計からの借り入れ、運転資金として6,800万円、市の水資源開発基金から1億5,000万円、毎年4,360万円返済していますね。決算資料から見ますと、合計しますと毎年1億1,157万円毎月返済しとっでしょう。これを平成22年、23年までに返してしまうと。平成22年1月31日までに、この前も質

疑で言いましたけれども、これだけの2年間の間に企業債残高の12億円、市から借りている1億5,000万円と6,800万円、この市から借りているお金、これを含めて借りかえるとか、いろいろ話はしていましたね。そうしますと、こういう事実をはっきりさせた上で、この前、30日の臨時議会で、武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例と——ああ、見えましたね。じゃ、この質問は後に回します。

いずれにしても、この2年間の間に借金は返してしまわなければならない。そして、決算書で見ますと、土地は約2億円、減価償却後の建物の価値ですよ。これが9億2,500万円、土地が2億円、建物減価償却の額が9億2,000万円、構築物、これが1億6,900万円、機械備品ですね、最近新しい機械を入れたという話ですけれども、これが2億7,500万円、合わせると15億7,180万円、これだけの価値が平成19年度の決算で出ているんですよ。これを、特別措置に関する条例第3条で、やっぱり4つの選択を相手方に与えていますね。

そこで、私は聞きたいんですけども、これだけの価値があるということを指摘した上で、この第3条、特別措置に関する条例第3条は、移譲に伴う資産の譲渡、または貸付の特例と、これをわかりやすく読みましょね、条例というのは言葉がいろいろ難しいですからね。市民病院事業、市民病院の資産——建物、土地、医療機器ですね——資産は、移譲先団体、これから市が選考し契約しようとしている和自を含む2医療法人に対し、その移譲先団体ですね、これを譲与し、これはただでやるということですね、譲与というのは。これが1つの選択。もしくは時価よりも低い価格で譲渡し、これは時価よりもうんと安くして譲渡しお金をもらいますよという内容でしょう。時価よりも低い価格ですからね。または無償、ただで貸し付ける、時価よりも低い価格で貸し付ける。4つの選択肢があるでしょう、この第3条をずっと見ていきますとね。これだけの平成19年度決算の固定資産、有形固定資産ですね、15億7,180円ある。これは、4つの選択肢は相手を選ぶことができるんですか、どうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

武雄市民病院移譲先公募要領の3でございます。ここに、建物として時価と書いております。これは不動産鑑定評価項目ごとに移譲直前に決定すると、ただし、3年以内に移転新築した場合には、時価から解体費用を差し引いた額とするというふうに書いております。第3条でいう、「もしくは時価よりも低い価格で譲渡し」という、この項目でございます。ですから、選択肢のうち時価よりも低い価格で譲渡するというのを、この要領の中に書いておるといってございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

## ○樋渡市長〔登壇〕

法律担当の私が修正したいと思います。

基本的に条例というのは、あらゆる可能性についてそこは書かなきゃいけないというのが基本的な条例の性格、これは議員も御案内のとおりだというふうに思うんですね。

その上で、地方自治法の第96条第1項第6号と、舌をかみそうな条文の中にも条例で定める場合のほか、適正な対価なくしてこれを譲渡することについては議決が必要とされていると。その上で、私としては移譲をスムーズに行う方法として、時価よりも、これは可能性の問題です。安く譲渡、または貸し付けるケースが概念上、理念上想定されるわけです。それを全く排除はできない。したがって、そういったことから条例規範の上で公募要領に記載する価格について時価より安く譲渡、または貸し付ける場合を明確にここで示すため本条の規定を記したと。したがって、どこかの街宣車でありましたけれども、市民の共有財産をただ同然でということについては、それはちょっと事実と大分違うことでもありますし、あくまでもこの条例の世界というのは、可能性については書かなきゃいけない。しかし、その額については、あくまでも最終的には提案権は私にございます。そして、議決権は議会の議員の皆様の一一人の良心にありますので、最終的な議決というのはそこで決まるものだというふうに思っておりますので、条例の世界と議決の世界というのをもう一回分けて考えていただければありがたいなというふうに思っております。

## ○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

## ○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そんな話、30日にしましたか。1日しかなかった議会ですね。だから、その条例と議決の違い、責任は議会にあるという意味でしょう。条例はこうだけれども、決めたのは議会じゃないですかと。これを読むと、一般的に読みますと、市長は総務省出身で専門家かもわかりませんよ。一般的に読みますと、そんな私知りません。市民病院の資産、これを譲与し、ただでやることもできる。何であえて書かなきゃいかんのですか。

だから、条例というのは、言葉が難しいからそれぞれ辞書を引いて、そして読み返したわけですよ。それで、部長は条例を書いているけれども、時価よりも低い価格で譲与じゃない譲渡するんだと。そうすると、この第5条、条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めると。これは勉強会のときも聞きましたよね。しかし、市長には条例とはこんなもんだと。しかし、どうにでも解釈できるような条例というのは、私は必要ないと思うんですよ。よかです、もう。院長見えましたので、質問を戻らなきゃいかんとですよ。ですから、ここは一たんとめておきます。このことに関してはね。ですから、そこは市長が街宣車でただ同然で売り渡す、この条例の範囲内で解釈すれば、そういう解釈が成り立つわけですから。譲与と書いている以上は。おかしいですか。おかしかったら笑って

いいですよ。一般的に考えればそうなんです。じゃ、そういうことを市民に説明していますか、この条例そのものについて。したですか、条例には譲与と書いているけれども、これは違うんだと。今、初めて市長は言いましたよ、地方自治法の関係で。これは敬愛会、今度の医療法人のもう1つの医療法人が杵島向陽園を購入し、土地を無償で貸与すると。そのときの契約には期日は書いていなかったですよ、提案されたときに。市有財産を無償で貸与する、そのとき地方自治法の第二百何十条でしたか、地自法で論議したことがありますよ。結果としては、市の条例で5,000万円つけてあると。それで杵島向陽園をいわば、あのときは金が出ていませんから譲与かな、土地は無償貸与ですよ。そういう経過がありますよ。もう1つの医療法人に対してはね。そこをきちんとやっぱり正しい情報を示していくというのが改めて大事だろうと思います。

院長が見えましたので、質問2つ前に戻りますけれども、昨年12月議会で次のような質問を任命権者である市長にいたしました。そのときは、樋高原院長が手術で来られないということでありましたので、それはそっちのほうが大事だということで、あえて市長にただしたことがあります。それは次のようなことでした。

1つは、昨年12月12日の特別会計等決算審査特別委員会で、院長は個人の意見とし、断りながらも病院の経営形態の改革に関しては、これは昨年12月12日の特別会計等決算審査特別委員会で院長の発言です。議事録に載っております。病院の経営形態の改革に関しては、現実的に一番早い方法は、ノウハウを持っている民間的団体の強力なところの力をかりるのが早道かなと考えておりますと、大町町立病院は厳しい状況、今現在は違いますよね。昨年の11月の時点でしょう。ですので、武雄と合わせると200床近くになる、そうすると医師の数は大体20名ぐらい集められる可能性があるかと、民営的にすればですと、あらゆる手段を使ってですねと、しかも病院を今のあの場所ではなくて、明るい場所に移転して、そして公共事業ではなくて民間事業として建物を建てると半額で済みますと、そういう発言をされましたね。

ここで言う民間団体の強力なところの力をかりる、これはその当時から既に和白病院を想定されておったんですか。そこをまず院長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

当時は、和白病院のことは私はほとんど知りません。私の同僚、知り合い、同級生、民間の院長がたくさんおりますし、経営者もおります。そういう方と話した中で、そういう強力でやっている、熊本にもおりますし、鹿児島にもおりますし、福岡にもおります。そういう方の考えを念頭に置いて発言いたしました。

実際、私が特に医師の確保に関しては、佐賀大学に行くに当たっては、公的病院として手

段が非常に狭められているということによって、残念な思いをいろいろ自分自身としてしま  
して、もう少し自由度のある方法で強力にやっている私の知り合いの方を念頭に置いて、そ  
ういうことを発言いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

この12月議会のとき、もう1点聞いているんですけども、病院を新築移転した場合、投  
資計画、資金計画、こういう試算がありますけれども、これは武雄市行政問題専門審議会に  
諮問した資料の中に入っていますよね。これは今年の資料ですけども、特別委員会にも出  
していただいた資料ですけども、それによりますと、延べ床面積、これは新築移転した場  
合の試算ですよ、資料を持ってあるでしょう。延べ床面積1万平米、3,025坪、建築工事、  
平米当たり21万9,000円、単価がですね。合計26億9,000万円、これに土地の用地費や造成費  
3万平米を購入したとして7億5,000万円、造成費が1億5,000万円、この用地造成費9億円  
というのは起債対象外ですから、これは一般財源で見ると資料には出ていますね。合計しま  
すと39億円の資金が要ります。これは20日の全員協議会でビジョンを示されたときに、この  
ことは聞きましたよね。その当時は部長が出席しましたかね。これはコンサルタントが作成  
したと、佐賀ですよ。（「今、佐賀にあります」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

そうしますと、当てずっぽうにつくった試算じゃないですね、これは。土地の購入費にし  
ろ、3万平米購入すつとに7億5,000万円かかる土地というのは、これは反当たり約2,500万  
円、300坪で2,500万円でしょう。どこを想定しているんですか、これ。どちらが答弁するん  
ですかね。資料をつくったのはどっちですか。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	14時54分
再	開	14時56分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで3時10分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	14時56分
再	開	15時10分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部より答弁を求めます。伊藤市民病院事務長



○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

先ほどの質問の確認をとりましたので、御説明申し上げます。

行政問題専門審議会で出しました金額でございますけれども、まずもって17、18年度に市民病院で取り組みました経営診断の委託先でございます佐賀経済調査協会で、この診断の中におきまして立地条件を検討した際に、はじき出していただいた金額でございます。これが行政問題専門審議会の議論の中で、アメニティーと立地条件という検討の過程で、建て直したらどれぐらいかかるのかという御意見を受けて、この資料を引用したということであります。当時、この佐賀経済調査協会の担当者は、鹿児島県の薩摩川内の医師会立市民病院の建築にも携わっておられましたので、それを念頭に置いた金額算定がなされていたものだというふうに私どもとしては受けとめています。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

この資料は全議員に行っていますよね、専門審議会にも行っています。私が聞いたのは、どの場所を想定しているのかと。それは鹿児島を例にしたとかいろいろ言われますけどね、3万平米の土地が必要だと、7億5,000万円かかる、これ一般財源でやるしかない。一定の武雄市に詳しい人が助言しませんと、こういう試算できないですよ。1床当たり幾らかかるかというのは、そりゃ専門の方はわかりますよね、どこかの病院でもいいわけですから、樋高院長も民間ベースでやると半分でできると言うぐらいですからね。

しかし、土地の購入、造成について——造成はいいですよ。購入ということについては、どこか場所を想定しないと、書けないでしょう。そうしますと、武雄市の土地利用計画の東部開発地域の中に医療、福祉ゾーンという地域がありますよ。あそこを5ヘクタール先行開発したときに、あそこ市道が100メートルぐらい東西走っていますね、バイパスから処理場に抜ける道の。あの100メートルの道路をつくるのに市は1億2,000万円かけていますよ。あの大きなパチンコと大きなスーパーとの合い中の100メートルの道路ですよ。この土地を購入するのに武雄市は宅地見込みということで、反当たり2,300万円で購入していますよ。ですから、東部開発地域、これは恐らく3万平米で2,500万円程度の単価で見ているんだなど、私がわかって何で皆さんわからんとですか、執行部は。そういう一定の場所を想定してのことでしょう。最近じゃ——どうせ土地のことを言いましたので、その新築移転可能なのというのが選択条件の一つになっていますから。この用地、武雄市の幹部職員の人が、土地が簡単に手に入らないと、いざとなったら競輪場近くに市有地がある、そこでも考えなきゃいかんのかなと。これは選考されて医療法人が考えているんじゃないくて、市の幹部が病院の先生に話をしている。そうしますと、まさに市長が言う企業誘致的な考え方、いろんな便益をやる

わけでしょう、経済特区だとか。私はあえてこれ名前言っていないよ、だれからというのはね。しかし、匿名の人の話は、私一切しません。だけど、そういう話が広がってきますと、そこまで市が便益を図っていくのかと、まだ選考されていないのに。選考はこれからだというときに、そこをずっと一貫して今、話を、質問してきているわけです。

さっきの院長の答弁に戻りますけれども、樋高院長にもう1点聞きたかったのは、こういう場所、かれこれ想定されながら、これは5月30日の臨時会のときにも樋高院長の言動が質疑の中に出てきましたけどね。11月12日には決算委員会で先ほどこういう答弁をされて、それに対する病院長の見解を聞きました。

もう1つあるのは、これも12月議会の私の質問で議事録を見てもらえればわかります。樋高院長は出席していませんでしたので、任命権者の市長に聞いたところですけども、11月13日、これ議事録出ています。11月13日、決算委員会の翌日ですよ。和白病院の院長から樋高院長に電話があったと、これはここで紹介しました。12日までは全然聞いたことがない。さっき答弁されましたけれども、11月13日にはその電話があったと、どういう内容の電話があったんですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

和白病院長は、今は院長ではありませんが、蒲池先生という方で、九大の私の7年先輩です。第一外科出身です。それで、その先生が突然、33年ぶりに私は話を聞きました。びっくりしまして、武雄と関係があるから、よろしくというような電話です。それぐらいの電話でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは33年ぶりだったら、その先輩、後輩の関係では懐かしくて感動されたと思うんですけども、私が聞きたいのは、武雄との関係があるからという、そこを聞きたいんですよ。どういう関係があるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

うちのところと医療に関して関係ができたから、今後、詳しいことは私は今からしゃべられんけど、よろしくと。そういうことです。余り詳しいことは聞いていません。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

**○22番（平野邦夫君）〔登壇〕**

医療の分野で新しい関係ができつつあるということでしょうね。だから、院長に電話をしてきたということですね。その新しい関係というのは、今までずっと論議してきた経過がありますよね。それで、市長が和白病院と接触されている。同じ接点、キーワードは何かというと、医療関係でしょう。院長に電話した内容も、市長が接触した内容もですね。院長への質問は以上準備をしておりました。

質問、先行きますけれども……（発言する者あり）はい。その院長への質問は以上準備していたんです。もし病院の事業の関係で、どうしても席を外さなきゃいけない場合にはもう、ありがとうございました。どうも。

もう1つは、これも何といいますか、和白との関係で明らかにしておきたいことの1つは、今から紹介する話は、秘書課を通じて市長にも届いているはずですよという前提がありますので、記憶にないとは言わずに思い出してください。今から言いますので。

昨年の12月末、これは市内のAさんとしておきます。市内のAさんの親戚筋の女性、福岡の設計事務所で働いていたと。それで12月末に、武雄市に新しく建設される新しい病院の設計図、これができ上がりつつあったと。これは市長聞いていますか、そのことは。秘書課を通じて話をしたと言っておられましたけど。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

聞いておりません。

**○議長（杉原豊喜君）**

22番平野議員

**○22番（平野邦夫君）〔登壇〕**

じゃ、後で秘書課の担当のほうに聞いてみとってください、そういう話あったかどうか。

民間移譲した病院が新しく病院を建てるとなると、さっきも証言ありましたように、コンサルタントが試算しただけでも39億円、約40億円、数十億円の資金が準備されなきゃいけませんね。ですから、今から選考委員会に入って、2つの医療法人のどちらが選定されるかわかりません。新しい病院をつくるとした場合ですよ。新築移転可能な病院が選定された場合という前提がありますからね。今の病院を使う分にはその金要りませんよ、今の病院を使うにはね。しかし、この間の論議でいきますと、交通アクセスが悪い、院長に言わせると明るいところがいい。いろんなことで、その新築移転可能なところというのが公募要領の一つとなっていますよね。それを前提にいきますと、今から新しい病院つくるといときに資金調達、これは相当時間がかかりますよね、資金調達そのものも。銀行もかなりチェックするでしょう。そういうことなどを考えますと、今までずっとさかのぼって和白との関係を言って

きましたけれども、一番新しい情報はさっきの設計の問題です。ずっと振り返っていきますと、かなり前から和自という言葉が出てくる。これが今度オープンにプロポーザルに参加した、これから選定されていく。あくまでも市長がいつも言う公平さの担保だとか、公正にやっつけていかなきゃならんとか、厳密にやっつけていかにやいけませんよね、市民の財産がかかわってくるわけですから。我々は移譲反対ですから、そういう不公平があったら絶対許されないということですからね。

しかし、ここに至る過程の中に、どれだけの事実があったかというのを今出したわけですよ、まだありますけどね。そういうことを考えていきますと、いわば時間的な問題がありますよ。これから今の病院を継続していくのか、あるいは新しくつくるのかと、そういう選択肢がかかっているわけですからね。そういうことでは、結局、行政のトップとしての説明責任といたしますか、あるいはいかに公平さを担保していくのかということもあります。そういう意味では、これまでの和自との関係でいきますと、一つ一つの具体的事実がありますので、院長も含めて、そういったいろんな事実がありますので、そこら辺を精査していきまさんと、市民の中には、そういう和自をめぐるいろんな話が広まっています。

ですから、先ほど言いましたように、何で急ぐのかと、何で和自なのかと、それは私が聞くぐらいですから、市長はもっと詳しくいろんな人の話聞いておられますよ。そうでしょう。そこを私、指摘しておきたいというふうに思うんです。どうしてこんなに急ぐのかというのが一つ大きな疑問になっています。前半の質問で言いました。

総務省のガイドラインは遅過ぎるぐらいだと市長言いましたよね、机上の空論だと言ってみたり、遅過ぎるんだと。いわゆるこれは公的病院のガイドラインが出された背景というのは、市長も言いましたけれども、小泉構造改革路線、この延長にありますね。いわば構造改革、規制緩和、そういう路線なんですよ。

それはきのうの前田議員の答弁の中に、質問になりますけれども、こういう改革をしようとなれば、痛みを伴うんだと、あつれきもあると、ひずみも出てくると。ある医師会との会合の中では通るべき道なんだと、医師の大量退職も含めて通るべき道なんだという、いろんなことなのかもわかりませんが、しかし、通るべき道なんだと。改革の問題でしょう。そうすると市長が言う痛みを伴うと、どういうことがだれに痛みを与えるのか、そこは市長の認識を聞いておきたいと思うんです。

これは例えば、2002年から毎年、社会保障費の自然増、これを小泉構造改革路線では社会保障費の自然増をいかに抑えるかと、毎年2,200億円削減していくんだと、抑制していくんだと。最初の年は3,000億円、6年たっているわけですから合計1兆4,000億円、国庫負担が減らされる。ここに大きな矛盾が今来ているわけでしょう。後期高齢者の問題といい、医療費削減の問題といい。じゃ、武雄市にどういう痛みが来ているのかと。市民病院に関して言いますと、平成18年、これは国庫負担金交付金が7,700万円、平成18年決算で見ますとね。

これが平成19年度7,133万8,000円。交付金が減らされる。そして、一方で診療報酬が減らされて6.8%ですよ、平成19年度までの診療報酬の引き下げは。これは公的病院であろうと、民間の病院であろうと痛みは一緒ですよ。病院の倒産も出てきています。そういう形で、国の構造改革路線、医療改革というのは痛みを押しつけてきている。

一方では、高齢者をターゲットにした医療費の負担増、1割を2割にするとかね、現役世代を3割にする、これで医療費を抑制していく、お年寄りが病院に行かないようにしていく。病院を運営している側からしますと、これはやっぱり大きな痛手ですよ。診療報酬、武雄の場合約3億円の減でしょう。交付税でどんどん減らされていく。1床当たりの単価も減らされてきていますよね。そういう形で、医療費抑制が始まってきている。そうしますと、市長が言う物事を改革する際、ひずみやあつれき、そして痛みを伴うんだと。これはだれが改革する場合、だれに対する痛みなんですか。きのうの答弁がありましたから聞いておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、ちょっとお答えする前に、非常に何かこう、恣意的な話がさまざま、指摘という形で出てきたんですけれども、そういった御指摘が、今回、私も答弁しておりますけれども、特定のもの、あるいは特定の団体が、特定の思いが出ないように、その選考委員会というのをつくって、その選考委員会のメンバーも各団体をお願いしております。したがって、特に私、これ執行権者でありますので、私の思いが入らないように、その選考委員会で、プロポーザルの書面の中身、そして、実際ここでも答弁いたしましたけれども、市民プロポーザル、そして、委員の皆さんたちにもプロポーザルがあるかと思います。その中で、きちんと公正中立に選んでほしい。だから、そういったことを遮断するために委員会をつくって、本来、必要ではない（175ページで訂正）議会の議決を最終的に賜ると言ったことを申し上げておりますので、二重、三重に制度的な担保を――これは病院を選ぶのは、基本的に地方自治法上では市長の権限になるんですね。それはやっぱり市長が独裁的に決めてはならないということに私は思いをはせて、自分の中に選考委員会をつくって、しかし、任命権者は私でありますけれども、団体の特定の者が入らないようにこう考えている。その上で、その痛みの中身の答弁に移りますけれども、私は今のままの直営でいった場合に、必ずこれは招来する問題であるというふうに認識をしております。

今いみじくも出ましたとおり、私は総務省にありました。交付税が本当に減っていく、減らされていく場面も、そこで見たこともありますし、自分が交付税を自分の意思にかかわらず、下げたこともあります。これは私は今後ますますそれは交付税というのは下がっていくものだろうと。これは小泉内閣だろうが、福田内閣であろうが、やっぱりそれは基本的に国

の財源を見た場合に交付税、あるいはその診療報酬の話というのは、ますます僕は激化していく問題だというふうに思っております。その上で、ひずみと申し上げました。

これは今、私がひずみと申し上げたのは、お医者さんが今7人の状態であると、6月末に5人になるということから、それは市民に対して私は非常に申しわけないというふうに思っております。要するに、24時間365日というのが救急告示病院のあるべき姿なのに、それを果たし得ていないという意味では、私は非常に責任を感じております。だからこそ、今度決まった病院に一日でも早く、だから、これを急ぐということになりますけれども、一日でも早く、一刻でも早く、命には私は一刻の猶予もあってはならないと思っております。これは黒岩議員からもきのう御指摘があったとおりであります。

したがって、私はそういった意味で急いでいる。要するに救急医療を再開すると言ったことで急いでいる。だから、それに対してぜひ御理解を賜ればありがたいと思っておりますし、そのひずみの部分、そして、医師会と私どもと溝ができてきているというの、ある意味ひずみのあらわれだというふうに思っています。これについては、私は何度となく医師会と今後話をきちんとしていきたいというふうに思っています。一番我々が溝があることによって、だれが損するかという場合には、それは市民お一人お一人でございますので、それはきちんと頭を下げて、誠心誠意、医師会とは関係修復に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。ですので、今まさに起きていることが、私は市民の皆さんからすればひずみだというふうに思っております。

それと、これ最後にしますけれども、今、医師5人のままでいうと6億円の赤字が出るかもしれないという試算も事務方から聞いております。しかし、私は判断を留保していただきたいのは、医師を今後決まった病院から段階的に派遣していただくことによって、今30床しかないベッドが埋まることによって、あるいは一部救急再開を果たすことによって収益の回復はぜひ図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

[29番「議長、議事進行について」]

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

今、市長の答弁の中で、重大なことだと思えますけれども、勘違いだと思えますけれども、市長は本来、議会の議決が必要ないという言葉が使われたんですよね。物事を決定するに必要ないということは、勘違いだと思って聞いておりましたが、どうでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 15時30分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま29番黒岩議員の議事進行につきまして、市長より訂正の申し出がっておりますので、許可します。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

勇み足で申し上げてしまいました。必要ではないではなくて、必要な議決は賜るということでもあります。議決にも今後さまざまな種類が出てまいります。そういう意味で、私は必要な議決をきちんと賜りたいというふうな意思で申し上げた次第であります。修正させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

もうあと時間が15分で迫ってきていますので、今の議事進行に対する市長の答弁というのは時間とめていますよね。（「とまっている」「休憩とったろう」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

休憩とってあります。はい。

○22番（平野邦夫君）（続）

いずれそのことは私も再質問しようと思っていたんですよ。それともう1つは、恣意的な話がよく出てくるという話。これ恣意というのは主観的なんですよね。客観的な事実をもって答弁——それ私の話じゃないだろうと思いますよ、周辺にそういう話があるという意味でしょう。それは確認しておきたいと思いました。

医療法には「国及び地方公共団体は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。」、これは義務づけられていますよね、国、県、市、公立病院持っているところは。にもかかわらず、国はさっき言いましたように、交付金、負担金をどんどん減らしてきよる。一方で、良質かつ適切な医療を提供しなきゃいかんと言いながら、自治体に財政的なしわ寄せを押しつけてくる。医師がふえると患者がふえると、だから医師はふやさないと、これは3月議会で質問しましたよね。厚労省は医師をふやしていく方法を検討すると。提案しましたけれども、市長に、広域圏のあのふるさと基金、10億円眠っていますので、それを生かしたらどうかという提案もしていましたけれども、そういった国も努力をし、市町村も努力をする、広域圏も努力をしていく。そういった緊急避難的なことじゃなく、中・長期に考えた場合に、これは必要だろうと。OECD先進30カ国の中で、日本の場合22位ですからね、絶対数で14万人足りない。あるいは医師の過重労働、

過重勤務、長時間勤務、これも医師不足の一つの要因になっていますよね、特に勤務医の場合は。そこの労働環境を整備していく上でもこれは必要だと。しかし、今度の武雄市民病院の事態というのは、一般的な医師不足に解消するわけにはいかないと。

これは3月の議会で院長も、さっきここで聞いておけばよかったんですけども、3月の議会で答弁されたのは、昨年10月までは、医師は12名体制から14名体制になる、そういう佐賀大学との約束があったと、これは答弁されましたよ。そうですよ。だから、平成18年度は七千数百万円の赤字があったけれども、みんなで頑張って平成19年を黒字にしようということで努力をして、7,636万6,000円の赤字を結果的には2,900万円の赤字に抑えたわけですよ、12カ月の間に——8カ月ですか、毎月決算の中では8カ月、黒字で努力されてきている。これは市民病院全体で頑張った成果ですよ。2,900万円の赤字というのは許容範囲もいいところです。ですから、佐賀大学は武雄市民病院の経営状態については、他の8つの公立病院と比較をして、極めて健全だという評価をいただいている、そういう健全な財政をやっている。赤字はありますけれどもね、許容範囲の赤字だと。そう信頼をして、佐賀大学は医師を派遣している。そういう話を私、医師会で何度も聞きました。そう評価されているんだと。これが何でこういう今の事態を引き起こしたのかと。一般的な医師不足に解消すべきではないと。この責任はこの前の討論で言いましたけれども、市長が民間移譲を打ち出したところ、そこで医師の大量退職が起こっていると、何回もこれで紹介しました。

愛知県の高浜市立病院、これは3月の討論で紹介したところですけども、18名の医師の全員退職。北海道江別市立病院、12人の内科医の全員退職。栃木県佐野市立病院、29人いた常勤が次々退職をして、昨年3月までには全員退職してしまったと。大阪府阪南市立病院、常勤の内科医師が全員退職。京都府舞鶴市立病院、市長が民間移譲を打ち出した途端に13名の医師が全員退職したと。こういういろんな事例が全国的に起こっている。武雄市も決して例外ではないと、そう私も討論でも指摘をしましたし、ここでも3月も質問したわけですけども、その、私は改革の方向が総務省の経営形態の見直し、この総務省よりも、いち早く武雄市はガイドラインに沿って出したと。私はそういった意味では、一番というのはいいのかもわかりませんが、こういう事態を引き起こすような一番というのは好ましくない。

そういう意味で、私は市民病院を存続させていく上で、まずこの民間移譲という方針を白紙撤回すべきだと。そうした上で、物事を決めてから医師会と相談、物事を決めてから市民に相談じゃなくて、第一にやるべきことは情報をきちんと公開していく。そういう手順が私は必要だと、あえてこのことを指摘するわけですよ。

もう1つは、財政の問題では、これはきのうも論議になりましたけれども、市民病院に対しては一円の赤字も出さんようにと。それは確かに公費を投入する場合、武雄は一般会計からの公費投入していませんからね、そして、国からの交付金がある。公金使っているのには



間違いない。一般会計から入れていない。公金を入れていけば入れているほど効率性だとか無駄を省く、赤字が出ればいいということじゃないですね。努めてその努力をせにゃいかん。しかし、一円たりとも赤字を出しちやならんということではない。いわゆる採算重視の病院じゃないですよ、公立病院は。民間の場合は、それは経営を圧迫しますから赤字を出さるようにしますよ。和自病院だって4人部屋から差額ベッドを1人当たり2,500円集めるといいうんでしょう。いわゆる私が聞いた高木病院というところは、新しく病院つくるときには全部個室だということですよ。福岡の和自病院では4人部屋から1床当たり2,500円。私も久留米に12日間入院したことがありますけどね、やっぱり1日当たり1万円の差額ベッドですよ。たまたま入院給付金が出ましたので——ありますけれども。だから、そういった意味では、こういった病院の改革の背景には、横文字の保険会社がいっぱい来よっでしょう、最近ね。公費の公的資金を縮めといて、いわば医療外収入をふやしていく。こういう仕組みの中に、今公立病院もぶち込まれてきている、この認識は私は必要だろうなというふうに考えております。

もう1つは、昨日の論議の中で、移譲先の新病院には経営努力を十分してもらおう、これは新聞、マスコミで取り上げられたことですね。それでも持続が難しければ公費投入もいとわない。そういう市長の発言をめぐって、きのうここでも論議ありましたね。公的病院が果たす役割と民間病院が果たす役割、これはおのずと違いますよね。不採算部門を公的病院が担う、いわばセーフティーネットという部分もあるでしょう。いわゆる終末期医療だとか、感染症対策だとか、あるいは救急医療もそうでしょう。そういう部分があるから交付金を出しているわけですよ、民間には交付金来ません。そういう意味では、市長が言う努力してもなおかつ赤字の場合、公金投入もあり得ますよと。そんなら、その公金投入あり得るなら市民病院に公金投入すればいいわけですからね、そこはもう一度聞いておきたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

どちらが自律的で他律的だという問題だと思うんです。基本的に病院の経営というのは、これは私は民間が一番いいというふうに思っています。それは病院の、どこの病院かにもよりますけれども、どっちかを選べれば、それは間違いなく民間が病院を経営するのが私は筋だというふうに思っているんです。というのは、基本的に直営でやった場合に、これは持続できないというふうに再三申し上げておりますので、そういう意味で、民間が自律的に経営をします。その上で私たちが考えなければいけないのは、では、そしたら、民間の病院が全く採算部門だけに走る。私はそれはないと思っています。だけど、先ほどの条例の話でもそうですけれども、やはり私どもとしては、ないだろうと思っても、やっぱりそれはセーフティーネットとしてきちんと考えとかにゃいけないというのが政治行政の私は役割だと思

うんです。

それで、私は公的な資金の投入については、きのう申し上げたとおり、そのセーフティネットとして限定かつもう例外的、そして緊急避難的にそれを用いると。例えて言うと、きのうちょっと申し上げればよかったんですけど、地震が起きたときはそうかもしれません。あるいは何か水害があったときは、うちは水害多発しますので、そういったときに何らか、もうこれは民間の努力だけでは非常に厳しいと、しかし、市民の皆様の生命を守らなきゃいけないといった意味から、どうしても例外的にその公的資金があつて、それが全体としての市民の医療の福祉向上につながるのであれば、それは私はちゅうちょすべきじゃないというふうに私は佐賀新聞にお答えしようと思っておりましたけれども、議会で、きのうそれをきちんと申し上げればよかったなというふうには反省をしておりますが、私はそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、何ていいますか、市長は一番最初の私の質問に対して、直営でやれば一番いいと、その直営でやれば直営でやっていくんだと。今は経営は民間が一番いいと。これも相矛盾しますよね。直営でやれないようにしているのは一体だれなのかと。直営でやれなくしているのは、先ほど言いましたでしょう、診療報酬を引き下げたり、外的要因が強いですよ。医師不足を生じさせたりですね。国政を変えていくなれば、医療がもっと充実していく、これはもうはっきりしていますよ。

そういうふうに考えていきますと、きのうも市長は財源をどうするのかと、後期高齢者の問題で消費税上げなきゃいかんという話しされてましたよね、2%福祉に回すと。しかし、消費税上げるのは大変なことですよ。消費税を1%上げることによって1兆2,500億円でしょう。もっと無駄を省くところいっぱいありますよ。

例えば、法人税が40%のころ、これがずっと消費税導入と同時にずっと下がってきて、30%でしょう。それだって百五十数兆円の法人税減税ですよ。それで一方で、消費税は169兆円ですか、この消費税が始まって以来、払っているわけですからね。そういう、いわば法人税を減税しておいて消費税で賄っていく、この仕組みが今続いているわけでしょう。あるいは消費税以外でも無駄を省くのいっぱいありますよね。

例えば、全国の自治体病院の赤字というのは1,476億円。1,476億円ですよ、全国自治体の赤字はですね。5年前は631億円だったと。この5年間の間にこんだけ、2.3倍ですか、上がっておるんですよね。こんなに赤字があるのに、国はこれを助けようとしません。

それで一方で、道路特定財源はよく出ますけれども、財源の問題で。本来ならことしの3

月に廃止すべきだった米軍への思いやり予算、何の法的根拠もないわけでしょう、思いやるわけですからね。この思いやり予算2,083億円ですよ。ことし3月にもう出さなくてよくなったんだけど、継続しておるでしょう。こういうところの無駄を省いて国民の命と健康を守る病院のほうに予算を厚くしていく、このことが私は大事だと、予算の使い方として。社会が成熟していけばしていくほど、日本の将来が福祉や教育や医療や、本当に長生きしてよかったです、そう思えるような社会、そして、当然予算の主役というのは社会保障費を充実していくと、このことは社会の発展過程の中で出てくると、そう思います。

ですから、今、後期高齢者医療保険制度についても議論を厳しく、ここで論議ありましたよね。これほど本当に頑張ってこられた高齢者を、どうして75歳で区切って、うば捨て山という制度の中にほうり込むのかと、これに対する怒りですよ。次の質問に入っていきますが、あと3分ですからね。

そういった意味では、先ほど市長が言った直営でやれば一番いい。しかし、今の構造改革路線の中では、官から民へと、大きな流れになっている。その流れを変えようとするんじゃないで、今度は病院経営は民間が一番いい。ここはぜひ整理されておっいたらいいんじゃないでしょうか。

市民病院を進めるためには、先ほど言いましたけれども、医師確保の問題があります。総務省の改革ガイドラインの背景にある医療費抑制、これ何度も言いますが、これをやめさせる。厚労省はけしからんとか、総務省はけしからんというのが、それは行動をもって示していくことが必要じゃないですかね。ですから、具体的には診療報酬の引き上げ、高齢者の医療費軽減、国の責任において医師を緊急的に確保すると。地域的な偏在もありますからね、国の責任で緊急確保が必要だと。武雄市の場合には先ほど言いました。一般的な医師不足に解消するわけにはいかない。そういう意味では、市長の責任は極めて大きいと、そう指摘せざるを得ません。そういった労働条件等々も緩和しながら、本当にそういった意味では市民の命と健康を守る、そのとりでとして8年間本当に財産として守ってきた市民病院です、ぜひとも大事にしていく必要があると。これは国立病院から引き受ける、そういう過程の中で、財産として我々が守ってきたわけですから、そういった意味では、ぜひ市長が民間移譲の方針を撤回すると、このことを強く求めて、私の一般質問を終わります。

以上です。